

神戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税に係る処分取消請求事件

国側当事者・国(姫路税務署長)

令和6年12月5日却下・棄却・控訴

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 別紙却下部分目録記載の訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和元年11月●日から令和2年2月29日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年3月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年4月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年7月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年8月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年9月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年10月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 8 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年11月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 9 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の令和2年12月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 10 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の同年1月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 11 処分行政庁が令和3年12月24日付けで原告に対してした原告の同年2月1日から同月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、令和5年3月30日付け裁決（大裁（諸）令4第53号）において一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要

1 以下では、別紙略語一覧表記載の略語を用いる。

### 2 事案の要旨

処分行政庁は、原告に対し、原告が行った金地金の取引による対価の帰属先は原告ではなく甲であるなどとして、①令和2年2月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、②令和2年3月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、③令和2年4月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、④令和2年7月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑤令和2年8月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑥令和2年9月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑦令和2年10月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑧令和2年11月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑨令和2年12月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑩令和3年1月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分、⑪令和3年2月課税期間の消費税等に係る更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分を行った。原告が上記①～⑪の各処分について審査請求を行ったところ、上記⑪の各処分の一部を取り消し、その余を棄却する旨の裁決がなされた。

本件は、原告が、処分行政庁が所属する被告に対し、原告が行った金地金の取引による対価の帰属先は甲ではなく原告であるから本件各処分は違法であると主張して、その全部の取消しを求める事案である。

### 3 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙関係法令の定めのとおりである。

### 4 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

#### （1）原告

原告は、令和元年11月●日、古物営業法による古物商並びに株式、有価証券、外国為替、商品先物取引、金融派生商品等の各種金融商品の取得、投資、保有及び運用等を目的として設立された株式会社である。原告の取締役及び代表取締役は、設立時から甲のみである。

(甲1の1)

原告の資本金の額は1000万円であり、事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期である。(甲1の1、1の2〔第28条〕)

(2) 原告及び甲による取引の概要

原告は、別表1記載のとおり、同別表「購入日付」欄記載の日に、現物取引による購入、先物取引の受渡決済による取得又は寄託口座を通じた購入により、対応する金地金を取得した(本件仕入れ1～55)。

現物取引による購入又は先物取引の受渡決済により取得した金地金については、原告が甲に対して金地金を引き渡し、甲は、別表1記載のとおり、同別表「売却日付」欄記載の日に、これらを売却した。

寄託口座を通じた購入により取得した金地金については、原告が別表2-1記載のとおり、同別表「返却重量」欄記載の重量の金地金を、対応する「年月日」欄記載の日に順次引き出してこれらを甲に引き渡し、甲は、別表2-2記載のとおり、同別表「売却日付」欄記載の日にこれらを売却した。

上記一連の取引の詳細な事実関係は、当裁判所の判断の項(後記第3)において検討する。

(3) 原告による消費税等の確定申告

ア 原告は、令和2年1月24日、処分行政庁に対し、消費税の新設法人に該当する旨の届出書(消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日を令和元年11月●日とするもの)を提出した。原告は、令和2年2月26日、処分行政庁に対し、消費税課税期間特例変更届出書を提出したため、原告の令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間の消費税等に係る課税期間は、各月ごとの期間に変更された。(乙5、6)

イ 原告は、本件各課税期間に係る消費税等について、別表3「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書(還付申告書)を、各「年月日」欄記載の日に、処分行政庁に提出した。原告は、本件各課税期間の消費税等の計算上、本件各仕入れに係る支出を、課税仕入れとして仕入税額控除の対象としている。(乙38の1～11)

(4) 更正の請求

原告は、令和3年3月22日付けで、処分行政庁に対し、令和2年9月課税期間の消費税等について、別表3「更正の請求」欄のとおり記載した更正の請求書を提出した(本件更正の請求)。(乙2)

(5) 本件各処分及び本件通知処分

処分行政庁は、令和3年12月24日、原告に対し、①本件各課税期間の消費税等について、別表3「更正処分等」欄のとおり、本件各処分を行うとともに、②本件更正の請求について、更正すべき理由がない旨の通知処分(本件通知処分)を行った。(甲2の1～11、乙3)

(6) 審査請求

原告は、令和4年5月16日、国税不服審判所長に対し、本件各処分の全部及び本件通知処分の取消しを求めて審査請求をした。国税不服審判所長は、令和5年3月30日、上記審査請求につき、①令和3年2月課税期間に係る消費税等の更正処分及び同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分について別表3「裁決」欄のとおり一部を取り消し、②その余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(乙1)

(7) 訴え提起

原告は、令和5年8月21日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

5 争点

(1) 別紙却下部分目録記載の訴えの適法性(争点1)

(2) 本件各処分 of 適法性(争点2)

6 争点に関する当事者の主張

(1) 別紙却下部分目録記載の訴えの適法性(争点1)

**【被告の主張】**

本件訴えのうち、更正の請求によらずに申告額を下回る部分の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く。また、本件訴えのうち、原告による更正の請求額を下回る部分の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く。

**【原告の主張】**

争う。

(2) 本件各処分 of 適法性(争点2)

**【被告の主張】**

本件各取引等は、金地金の購入原資を甲が出捐し、売却代金も甲が取得しているから、甲に利益が生じ得る一連の取引であって、原告に利益が生じる取引ではない。そして、原告が本件各仕入れを仕入税額控除の対象となる課税仕入れとすることにより消費税等の還付金の支払を受ける一方で、甲は消費税等の確定申告を行わず金地金の売却について消費税等の納税を免れているから、本件各取引等の目的は、原告が本件各取引等から生じる法律効果や経済的利益を得ることではなく、仕入税額控除に係る消費税等の還付金の獲得にあったといえる。

原告と甲は、本件各取引等に際し、甲が質権者、原告が質権設定者となる内容の覚書を作成しているが、上記のような課税関係や、甲が原告の意思決定を単独で行い得る立場にあったことも踏まえると、上記覚書は取引の実質的な内容を反映したものとはいえない。

以上のような本件各取引等の客観的な内容に照らせば、本件各取引等に係る実質的な法律関係は、原告が、甲から、原告の名で購入先業者から金地金の売買契約等を締結することの委任を受け、かかる委任事務を処理するについての費用として資金(購入原資)の提供を受けたにすぎないと解するのが相当である。

そうすると、原告と甲との内部関係においては、本件各取引等の効果は甲に帰属する(消費税法13条)。原告が行った本件各仕入れは、消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ(消費税法30条1項、2条1項12号)に当たらない。

甲が代表社員を務める株式会社Aは本件各取引等と同様の取引を行っていたところ、原告は、甲は金地金を同社に返還して清算を行っていると主張するが、このような事情は本件各取引等の法的性質を左右するものではない。

**【原告の主張】**

原告は、甲から事業資金の借入れを受け、金地金の運用益を得るために自らの事業として本件各仕入れを行った。本件各取引等は、実体のある取引であるから、本件各仕入れに係る対価を享受するのは原告と評価すべきである。

原告と甲の間の質権設定の合意は、被担保債権の弁済期到来前に質物である金地金等に

ついて処分を含めた利用ができる（流質以外の場合であっても随時、処分等を行うことができる）という消費寄託類似の合意であり、甲は、上記質権の被担保債権の清算時に、同種・同等・同量の金地金等を原告に返還する意思を有していた。甲は、法の専門家ではないため、質権設定契約において上記のような合意が可能であると認識していた。甲が金地金を処分したのは、上記合意に基づくもの、又は商事質権に基づく任意処分に基づくものである。

そうすると、原告が行った本件各金地金等の仕入れは、原告による消費税法上の仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に当たる。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（別紙却下部分目録記載の訴えの適法性）

##### （1）令和2年9月課税期間以外の消費税等について

消費税法は、いわゆる申告納税制度を採用するところ、申告納税方式における納付すべき税額は、原則として、納税者がする申告により確定する（通則法16条1項1号）。そして、納税義務者は、確定申告書に記載した税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるときは、当初の申告書に記載した内容の更正の請求をすることができる。

（通則法23条1項）。かかる規定の趣旨は、課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速やかに確定させるという国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過大な不利益を強いるおそれがないという点にある。そうすると、納税義務者は、申告書の記載の無効を主張することができる例外的な場合を除き、更正の請求という手続によってのみ、その金額の減額変更を求めることができ、更正の手続を経ないで申告額を超えない部分の取消を求めることはできないというべきである（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁、最高裁昭和57年2月23日第三小法廷判決・民集36巻2号215頁参照）。

原告は、本件各課税期間の消費税等について、別表3「確定申告」欄記載のとおり、確定申告により自ら還付金の額に相当する税額を確定させている（前提事実（3））。そして、原告は、本件各課税期間（令和2年9月課税期間を除く。）の消費税等について通則法23条に規定する更正の請求の手続を行っていない（弁論の全趣旨）。

そうすると、本件訴えのうち、本件各処分（令和2年9月課税期間の消費税等に係る更正処分を除く。）について、本件各確定申告により原告自身が確定させた還付金の額に相当する税額を超えない部分の取消しを求める部分（却下部分目録1～5及び7～11）は、いずれも訴えの利益を欠き、不適法である。

##### （2）令和2年9月課税期間の消費税等について

上記（1）のような申告納税方式及び更正の請求の制度の趣旨に照らすと、更正の請求が当初の申告に係る税額等の一部を限度としてされた場合、課税標準等又は税額等のうち当該更正の請求に係るところを超えない部分については、納税義務者において自らの申告によりこれを確定させたものであって、その是正のため法律の特に設けた手続（更正の請求）を執っていない以上、納税義務者は、かかる部分の取消しを求めることはできないというべきである。

原告は、別表3「確定申告」欄記載のとおり、令和2年9月課税期間の消費税等について

確定申告をした後、同別表「更正の請求」欄記載のとおり、還付金の額に相当する消費税の額1625万4373円及び地方消費税の額458万4566円とする更正の請求（本件更正の請求）をしている（前提事実（4））。そうすると、本件訴えのうち、令和2年9月課税期間の消費税等のうち本件更正の請求に係るところを超えない部分の取消しを求める部分（却下部分目録6）は、訴えの利益を欠き、不適法である。

## 2 争点2に係る認定事実

前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

### （1）当事者等

ア 原告は、令和元年11月●日、古物営業法による古物商並びに株式、有価証券、外国為替、商品先物取引、金融派生商品等の各種金融商品の取得、投資、保有及び運用等を目的として設立された株式会社である。原告の取締役は、設立時から甲のみである。（前提事実（1））

イ 甲は、消費税等の確定申告書を処分行政庁に提出していない。（弁論の全趣旨）

ウ Bは、国内外の有価証券、外国為替、商品先物取引、金融先物などの金融商品による資産運用等を目的とする合同会社である。Bの業務執行社員及び代表社員は、設立時から甲のみである。（乙7）

エ Aは、下宿、ホテル、旅館等の宿泊施設の経営等を目的とする株式会社である。Aの取締役・代表取締役は、設立時から甲のみである。（乙8）

### （2）原告とCの基本契約の内容

原告は、令和2年3月、Cが提供する会員制サービスである「●●」に加入した。上記サービスにおいて、原告は、Cに開設した寄託口座（本件寄託口座）を通じて、同社から金、プラチナ又は銀を購入し、金については混蔵寄託又は消費寄託をすることができる。寄託物は、地金として引き出して受け取る（現物引出し）ができるほか、同社を通じて寄託残高の範囲内で売却すること（市場売却受託サービス）もできる。（乙17、18）

### （3）本件各取引等の内容

ア 令和2年2月課税期間に購入した金地金に係る取引

（ア）令和2年2月5日付けの金地金の購入（本件仕入れ1）

a 甲は、令和2年2月4日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に6500万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年2月5日、別表1-1の順号1記載のとおり、Cから、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金1）を購入し、同日、代金3023万円及び配送手数料1650円の合計額3023万1650円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ1）。（乙10、12、34の1〔2頁〕）

（イ）令和2年2月19日付けの金地金の購入（本件仕入れ2）

a 甲は、令和2年2月13日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に3000万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年2月19日、別表1-1の順号2記載のとおり、Dから、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金2）を購入し、同月20日、代金3123万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ2）。（乙10、11の1〔5頁〕、乙13）

(ウ) 令和2年2月26日付けの金地金の購入（本件仕入れ3）

a 甲は、令和2年2月4日及び同月10日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ6500万円及び6100万円を振込送金した。原告は、同月12日、本件原告預金口座から本件先物取引口座に9500万円を振込送金した。

（乙9、10、14、15〔5頁〕）

b 原告は、令和2年2月26日、本件先物取引口座において、別表1-1の順号3の「番号」欄記載の金地金（本件金地金3）の商品先物取引に係る買い注文の受渡決済を行い、同月28日、本件金地金3を取得した（本件仕入れ3）。当該受渡決済の受渡代金1億0336万4800円並びに取引委託手数料及び受渡手数料の合計13万7280円から、受渡差金871万4000円を控除した9478万8080円は、本件先物取引口座の証拠金から精算された。（乙15〔4～7頁〕）

(エ) 本件仕入れ1～3に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ1～3について、以下の内容の令和2年2月6日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、以下のとおりである。（乙11の1）

a 金銭消費貸借契約（第1条）

甲は、原告に対し、弁済期を令和5年10月31日として（ただし、令和3年10月31日までは弁済不可）、本件仕入れ1～3の購入代金等の合計額1億6482万6450円を貸し付ける。返済方法は、追って甲が指定する。

b 質権設定（第3条）

原告は、上記aの債務の履行を担保するため、本件金地金1～3に質権を設定し、甲はその引渡しを受けた（1項）。甲は、引渡しを受けた動産について、利用及び使用できることとする。さらに、生じた果実については、利息に代えて甲に帰属することとする（2項）。

c 流質（第5条）

原告が弁済期に上記aの債務の支払をせず、又は期限の利益を喪失した場合は、甲は、原告に対して、何らの通知も要せずに、動産を任意に売却し、その代金を上記aの債務の弁済に充てることのできる（1項）。

(オ) 金地金の保管

原告は、甲に本件金地金1～3を引き渡し、甲は、これらを保管した。（乙11の1、乙35〔7頁・答33〕）

(カ) 金地金の売却

甲は、本件金地金1～3を、別表1-1の順号1～3の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で売却した。（乙16〔8、10、12、14頁〕）

イ 令和2年3月課税期間に購入した金地金に係る取引

(ア) 令和2年3月2日付けの金地金の購入（本件仕入れ4）

a 甲は、令和2年3月2日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に4500万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年3月2日、別表1-2の順号4記載のとおり、Dから、同「番

号」欄記載の金地金（本件金地金4）を購入し、同月3日、代金4884万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ4）。（乙10、13）

（イ）本件仕入れ4に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ4について、令和2年3月3日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）のものと同旨である。（乙11の2）

（ウ）金地金の保管

原告は、甲に本件金地金4を引き渡し、甲は、これを保管した。（乙11の2、乙35〔7頁、答33〕）

（エ）金地金の売却

甲は、本件金地金4を、別表1-2の順号4の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で売却した。（乙16〔14頁〕）

ウ 令和2年4月課税期間に購入した金地金に係る取引

（ア）令和2年4月1日付けの金地金の購入（本件仕入れ5）

a 甲は、令和2年3月5日、本件個人預金口座2及び本件B預金口座から、それぞれ5300万円及び1100万円を引き出し、甲名義で本件原告預金口座に合計6400万円を振り込んだ。さらに、甲は、令和2年4月1日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に1億1000万円を振込送金した。（乙9、10、19）

b 原告は、令和2年4月1日、別表1-3の順号5記載のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同月2日、代金4832万8000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ5）。（乙10、20、21）

（イ）令和2年4月6日付けの金地金の購入（本件仕入れ6及び7）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ア）aのとおりである。

b 原告は、令和2年4月6日、別表1-3の順号6及び7記載のとおり、C株式会社に対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同月7日、代金合計6000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ6及び7）。（乙10、22～24、35〔36、37頁〕）

（ウ）令和2年4月9日付けの金地金の購入（本件仕入れ8）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ア）aのとおりである。

b 原告は、令和2年4月9日、別表1-3の順号8のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金8）の購入を注文し、同月10日、代金6383万円及び配送手数料1650円の合計額6383万1650円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ8）。（乙10、25、乙34の1〔3頁〕）

（エ）本件仕入れ5～8に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ5～8について、令和2年4月1日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）の

ものと同旨である。(乙11の3)

(オ) 金地金の保管

a 本件仕入れ5～7対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

b 本件仕入れ8対応分

原告は、甲に本件金地金8を引き渡し、甲は、これを保管した。(乙11の3、乙35〔7頁、答33〕)

(カ) 金地金の売却

a 本件仕入れ5～7対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

b 本件仕入れ8対応分

甲は、本件金地金8を、別表1-3の順号8の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額(税込)」欄記載の金額で売却した。(乙16〔16、18、20、30頁〕、乙26の1〔5頁〕)

エ 令和2年7月課税期間に購入した金地金に係る取引

(ア) 令和2年7月2日付けの金地金の購入(本件仕入れ9)

a 甲は、令和2年7月1日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に6000万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和2年7月2日、別表1-4の順号9記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金9)の購入を注文し、同月3日、代金6754万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ9)。(乙10、13)

(イ) 令和2年7月9日付けの金地金の購入(本件仕入れ10)

a 甲は、令和2年7月3日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に5000万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和2年7月9日、別表1-4の順号10記載のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金10)の購入を注文し、同月10日、代金6894万円及び配送手数料1650円の合計額6894万1650円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ10)。(乙10、34の1〔4頁〕)

(ウ) 令和2年7月21日付けの金地金の購入①(本件仕入れ11)

a 甲は、令和2年7月17日及び同月20日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ7000万円及び1億4000万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和2年7月21日、別表1-4の順号11のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金11)の購入を注文し、同月22日、代金6937万円及び配送手数料1650円の合計額6937万1650円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ11)。(乙10、34)

の1〔5頁〕)

(エ) 令和2年7月21日付けの金地金の購入②(本件仕入れ12)

a 当該購入に係る原資の送金は、上記(ウ) aのとおりである。

b 原告は、令和2年7月21日、別表1-4の順号12記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金12)の購入を注文し、同月22日、代金6937万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ12)。(乙10、13)

(オ) 令和2年7月22日付けの金地金の購入(本件仕入れ13)

a 当該購入に係る原資の送金は、上記(ウ) aのとおりである。

b 原告は、令和2年7月22日、別表1-4の順号13記載のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金13)の購入を注文し、同日、代金7001万円及び配送手数料1650円の合計額7001万1650円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ13)。(乙10、27、34の1〔6頁〕)

(カ) 令和2年7月27日付けの金地金の購入(本件仕入れ14)

a 甲は、令和2年7月27日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に7300万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和2年7月27日、別表1-4の順号14のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金14)の購入を注文し、同日、代金7230万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ14)。(乙10、13)

(キ) 本件仕入れ9~14に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ9~14について、令和2年7月6日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア(エ)のものと同旨である。(乙11の4)

(ク) 金地金の保管

原告は、甲に本件金地金9~14を引き渡し、甲は、これを保管した。(乙11の4、乙35・7頁〔答33〕)

(ケ) 金地金の売却

甲は、本件金地金9~14を、別表1-4の順号9~14の「売却日付」欄記載の日、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額(税込)」欄記載の金額で売却した。(乙16〔22、24、26、28、30、32、34、36頁〕)

オ 令和2年8月課税期間に購入した金地金に係る取引

(ア) 令和2年8月6日付けの金地金の購入①(本件仕入れ15)

a 甲は、令和2年8月4日及び同月6日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ1億3000万円及び2200万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和2年8月6日、別表1-5の順号15記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金15)の購入を注文し、同日、代金7651万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ15)。(乙10、13)

- (イ) 令和2年8月6日付けの金地金の購入②(本件仕入れ16)
- a 当該購入に係る原資の送金は、上記(ア) aのとおりである。
  - b 原告は、令和2年8月6日、別表1-5の順号16記載のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金16)の購入を注文し、同日、代金7651万円及び配送手数料1650円の合計額7651万1650円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ16)。(乙10、34の1〔7頁])
- (ウ) 令和2年8月17日付けの金地金の購入(本件仕入れ17)
- a 甲は、令和2年8月17日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に1億6000万円を振込送金した。(乙9、10)
  - b 原告は、令和2年8月17日、別表1-5の順号17記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金17)の購入を注文し、同日、代金7353万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ17)。(乙10、13)
- (エ) 令和2年8月20日付けの金地金の購入①(本件仕入れ18)
- a 甲は、令和2年8月20日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に7600万円を振込送金した。(乙9、10)
  - b 原告は、令和2年8月20日、別表1-5の順号18記載のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金18)の購入を注文し、同日、代金7298万円及び配送手数料1650円の合計額7298万1650円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ18)。(乙10、34の1〔8頁])
- (オ) 令和2年8月20日付けの金地金の購入②(本件仕入れ19)
- a 当該購入に係る原資の送金は、上記(エ) aのとおりである。
  - b 原告は、令和2年8月20日、別表1-5の順号19記載のとおり、Cに対し、同「重量(kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した(本件仕入れ19)。(乙10、11の5〔9頁])
- (カ) 令和2年8月20日付けの金地金の購入③(本件仕入れ20)
- a 当該購入に係る原資の送金は、上記(エ) aのとおりである。
  - b 原告は、令和2年8月20日、別表1-5の順号20記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金20)の購入を注文し、同日、代金7293万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ20)。(乙10、13)
- (キ) 令和2年8月28日付けの金地金の購入(本件仕入れ21)
- a 甲は、令和2年8月27日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に1億4800万円を振込送金し、本件仕入れ20後の残金と合わせた口座残高は、1億5565万7846円となった。(乙9、10)
  - b 原告は、令和2年8月28日、別表1-5の順号21記載のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金21)の購入を注文し、同日、代金731

9万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ21）。（乙10、28、29、〔2頁〕）

(ク) 本件仕入れ15～21に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ15～21について、令和2年8月6日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）のものと同旨である。（乙11の5）

(ケ) 金地金の保管

a 本件仕入れ15～18、20及び21対応分

原告は、甲に本件金地金15～18、20及び21を引き渡し、甲は、これを保管した。（乙11の5、乙35〔7頁、答33〕）

b 本件仕入れ19対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

(コ) 金地金の売却

a 本件仕入れ15～18、20及び21対応分

甲は、本件金地金15～18、20及び21を、別表1-5の順号15～18、20及び21の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で、それぞれ売却した。（乙16〔38、40、42、44、46、48頁〕）

b 本件仕入れ19対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

カ 令和2年9月課税期間に購入した金地金に係る取引

(ア) 令和2年9月1日付けの金地金の購入①（本件仕入れ22）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記オ（キ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年9月1日、別表1-6の順号22のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金22）の購入を注文し、同日、代金7416万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ22）。（乙10、29〔3頁〕、30）

(イ) 令和2年9月1日付けの金地金の購入②（本件仕入れ23）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記オ（キ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年9月1日、別表1-6の順号23のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金800万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ23）。（乙2〔4枚目〕、乙10）

(ウ) 令和2年9月14日付けの金地金の購入（本件仕入れ24）

a 甲は、令和2年9月2日及び同月10日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ7200万円及び7280万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年9月14日、別表1-6の順号24のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金24）の購入を注文し、同日、代金7341

万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ24）。

（乙10、29〔4頁〕）

（エ）令和2年9月15日付けの金地金の購入（本件仕入れ25）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ウ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年9月15日、別表1-6の順号25のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金25）の購入を注文し、同日及び同月16日、代金7366万円及び配送手数料1650円の合計額7366万1650円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ25）。（乙10、34の1〔9頁〕）

（オ）本件仕入れ22～25に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ22～25について、令和2年9月1日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）のものと同旨である。（乙11の6）

（カ）金地金の保管

a 本件仕入れ22、24及び25対応分

原告は、甲に本件金地金22、24及び25を引き渡し、甲は、これを保管した。（乙11の6、乙35〔7頁、答33〕）

b 本件仕入れ23対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

（キ）金地金の売却

a 本件仕入れ22、24及び25対応分

甲は、本件金地金22、24及び25を、別表1-6の順号22、24及び25の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で、それぞれ売却した。（乙16〔50、52、54頁〕）

b 本件仕入れ23対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

キ 令和2年10月課税期間に購入した金地金に係る取引

（ア）令和2年10月9日付けの金地金の購入①（本件仕入れ26）

a 甲は、令和2年9月18日及び同月29日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ7200万円及び9900万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年10月9日、別表1-7の順号26記載のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金26）の購入を注文し、同日、代金7884万8000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、その頃、本件金地金26の引渡しを受けた（本件仕入れ26）。原告は、上記振込送金の際に、振込手数料550円を負担した。（乙10、11の7〔13、14頁〕）

（イ）令和2年10月9日付けの金地金の購入②（本件仕入れ27）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ア）aのとおりである。

b 原告は、令和2年10月9日、別表1-7の順号27記載のとおり、Cに対し、

同「重量（k g）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ27）。原告は、上記振込送金の際に、振込手数料550円を負担した。（乙10、11の8〔10頁〕）

(ウ) 令和2年10月26日付けの金地金の購入（本件仕入れ28）

a 甲は、令和2年10月9日、同月20日及び同月22日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ1億1000万円、4300万円及び1100万円を振込送金した。本件仕入れ27後の残金と合わせた口座残高は、2億4711万8362円となった。（乙9、10）

b 原告は、令和2年10月26日、別表1-7の順号28記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金28）の購入を注文し、同日、代金7091万円及び荷造送料1455円の合計額7091万1455円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ28）。原告は、上記振込送金の際に、振込手数料550円を負担した。（乙10、11の7〔11頁〕）

(エ) 令和2年10月29日付けの金地金の購入（本件仕入れ29）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ウ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年10月29日、別表1-7の順号29記載のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金29）の購入を注文し、同日、代金4199万4000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ29）。原告は、上記振込送金の際に、振込手数料550円を負担した。（乙10、11の7〔9、10頁〕）

(オ) 令和2年10月30日付けの金地金の購入①（本件仕入れ30）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ウ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年10月30日、別表1-7の順号30記載のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金30）の購入を注文し、同日、代金4179万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ30）。原告は、上記振込送金の際に、振込手数料550円を負担した。（乙10、11の7〔7、8頁〕）

(カ) 令和2年10月30日付けの金地金の購入②（本件仕入れ31及び32）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ウ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年10月30日、別表1-7の順号31及び32のとおり、Cに対し、同「重量（k g）」欄記載の重量の各金地金の購入を注文し、同日、代金合計4482万5000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ31及び32）。原告は、上記振込送金の際に、振込手数料550円を負担した。（乙10、11の7〔5、6頁〕）

(キ) 本件仕入れ26～32に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ26～32について、令和2年10月1日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）のものと同旨である。（乙11の7）

(ク) 金地金の保管

- a 本件仕入れ 26 及び 28～30 対応分  
原告は、甲に本件金地金 26 及び 28～30 を引き渡し、甲は、これを保管した。  
(乙 11 の 7、乙 35 [7 頁、答 33])
- b 本件仕入れ 27、31 及び 32 対応分  
原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

(ケ) 金地金の売却

- a 本件仕入れ 26 及び 28～30 対応分  
甲は、本件金地金 26 及び 28～30 を、別表 1-7 の順号 26 及び 28～30 の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額 (税込)」欄記載の金額で、それぞれ売却した。(乙 16 [56、58、62、64 頁])
- b 本件仕入れ 27、31 及び 32 対応分  
原告が本件寄託口座を通じた取引により取得した金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

ク 令和 2 年 1 1 月課税期間に購入した金地金に係る取引

(ア) 令和 2 年 1 1 月 2 日付けの金地金の購入 (本件仕入れ 33)

- a 当該購入に係る原資の送金は、上記キ (ウ) a のとおりである。
- b 原告は、令和 2 年 1 1 月 2 日、別表 1-8 の順号 33 記載のとおり、C に対し、同「重量 (kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金 1000 万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金を C へ混蔵寄託した (本件仕入れ 33)。(乙 10、11 の 8 [5 頁])

(イ) 令和 2 年 1 1 月 6 日付けの金地金の購入 (本件仕入れ 34)

- a 当該購入に係る原資の送金は、上記キ (ウ) a のとおりである。
- b 原告は、令和 2 年 1 1 月 6 日、別表 1-8 の順号 34 記載のとおり、C に対し、同「重量 (kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金 1000 万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金を C へ混蔵寄託した (本件仕入れ 34)。(乙 10、11 の 8 [6 頁])

(ウ) 令和 2 年 1 1 月 9 日付けの金地金の購入① (本件仕入れ 35)

- a 甲は、令和 2 年 1 1 月 10 日、本件個人預金口座 1 から、本件原告預金口座に 9000 万円を振込送金した。(乙 9、10)
- b 原告は、令和 2 年 1 1 月 9 日、別表 1-8 の順号 35 のとおり、D に対し、同「番号」欄記載の金地金 (本件金地金 35) の購入を注文し、同月 10 日、代金 8606 万 4000 円及び荷造送料 1455 円の合計額 8606 万 5455 円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った (本件仕入れ 35)。(乙 10、11 の 8 [9 頁])

(エ) 令和 2 年 1 1 月 9 日付けの金地金の購入② (本件仕入れ 36 及び 37)

- a 当該購入に係る原資の送金は、上記キ (ウ) a のとおりである。
- b 原告は、令和 2 年 1 1 月 9 日、別表 1-8 の順号 36 及び 37 記載のとおり、C に対し、同「重量 (kg)」欄記載の重量の各金地金の購入を注文し、同日、代金合計 2793 万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入し

た金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ36及び37）。（乙10、11の8〔7、8頁〕）

(オ) 令和2年11月26日付けの金地金の購入（本件仕入れ38）

a 甲は、令和2年11月24日、同月25日及び同月26日に、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座にそれぞれ8700万円、8900万円及び7100万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年11月26日、別表1-8の順号38のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ38）。（乙10、11の8〔10頁〕）

(カ) 令和2年11月27日付けの金地金の購入（本件仕入れ39）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年11月27日、別表1-8の順号39のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ39）。（乙10、11の8〔11頁〕）

(キ) 本件仕入れ33～39に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ33～39について、令和2年11月1日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）のものと同旨である。（乙11の8）

(ク) 金地金の保管

a 本件仕入れ35対応分

原告は、甲に本件金地金35を引き渡し、甲は、これを保管した。（乙11の7、乙35〔7頁、答33〕）

b 本件仕入れ33、34及び36～39対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

(ケ) 金地金の売却

a 本件仕入れ35対応分

甲は、本件金地金35を、別表1-8の順号35の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で、それぞれ売却した。（乙16〔60、62頁〕）

b 本件仕入れ33、34及び36～39対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

ケ 令和2年12月課税期間に購入等した金地金に係る取引

(ア) 令和2年12月1日付けの金地金の購入①（本件仕入れ40）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記ク（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月1日、別表1-9の順号40記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金40）の購入を注文し、同日、代金662

5万円及び荷造送料1455円の合計額6625万1455円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ40）。（乙10、11の9〔9頁〕）

(イ) 令和2年12月1日付けの金地金の購入②（本件仕入れ41）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記ク（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月1日、別表1-9の順号41のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ41）。（乙10、11の9〔10頁〕）

(ウ) 令和2年12月2日付けの金地金の購入（本件仕入れ42）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記ク（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月2日、別表1-9の順号42のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ42）。（乙10、11の9〔10頁〕）

(エ) 令和2年12月3日付けの金地金の購入①（本件仕入れ43）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記ク（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月3日、別表1-9の順号43記載のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金43）の購入を注文し、同日、代金6131万7000円及び配送手数料1650円の合計額6131万8650円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ43）。（乙10、11の9〔8頁〕、乙34の2〔2頁〕）

(オ) 令和2年12月3日付けの金地金の購入②（本件仕入れ44）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記ク（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月3日、別表1-9の順号44記載のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ44）。（乙10、11の9〔10頁〕）

(カ) 令和2年12月3日付けの金地金の購入③（本件仕入れ45）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記ク（オ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月3日、別表1-9の順号45記載のとおり、Eに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金45）の購入を注文し、同日、代金7494万3000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ45）。（乙10、32）

(キ) 令和2年12月15日付けの金地金の購入①（本件仕入れ46）

a 甲は、令和2年12月15日、甲名義の本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に4035万5863円を振込送金するとともに、現金自動預払機から306万円を入金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年12月15日、別表1-9の順号46記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金46）の購入を注文し、同日、代金338

9万円及び荷造送料1455円の合計額3389万1455円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ46）。（乙10、11の9〔6頁〕）

(ク) 令和2年12月15日付けの金地金の購入②（本件仕入れ47）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（キ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月15日、別表1-9の順号47記載のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ47）。（乙10、11の9〔10頁〕）

(ケ) 令和2年12月17日付けの金地金の購入①（本件仕入れ48）

a 甲は、令和2年12月16日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に8100万円を振込送金した。（乙9、10）

b 原告は、令和2年12月17日、別表1-9の順号48のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金（本件金地金48）の購入を注文し、同日、代金6689万円及び荷造送料1455円の合計額6689万1455円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った（本件仕入れ48）。（乙10、11の9〔5頁〕）

(コ) 令和2年12月17日付けの金地金の購入②（本件仕入れ49）

a 当該購入に係る原資の送金は、上記（ケ）aのとおりである。

b 原告は、令和2年12月17日、別表1-9の順号49のとおり、Cに対し、同「重量（kg）」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した（本件仕入れ49）。（乙10、11の9〔10頁〕）

(サ) 本件仕入れ40～49に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ40～49について、令和2年12月1日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア（エ）のものと同旨である。（乙11の9）

(シ) 金地金の保管

a 本件仕入れ40、43、45、46及び48対応分

原告は、甲に本件金地金40、43、45、46及び48を引き渡し、甲は、これを保管した。（乙11の9、乙35〔7頁、答33〕）

b 本件仕入れ41、42、44、47及び49対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

(ス) 金地金の売却

a 本件仕入れ40、43、45、46及び48対応分

甲は、本件金地金40、43、45、46及び48を、別表1-9の順号40、43、45、46及び48の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額（税込）」欄記載の金額で、それぞれ売却した。（乙33〔5、7、9、11頁〕）

b 本件仕入れ41、42、44、47及び49対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

コ 令和3年1月課税期間に購入等した金地金に係る取引

(ア) 令和3年1月18日付けの金地金の購入(本件仕入れ50)

a 甲は、令和3年1月18日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に6990万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和3年1月18日、別表1-10の順号50記載のとおり、Cに対し、同「重量(kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金6728万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した(本件仕入れ50)。(乙10、11の10〔5頁〕)

(イ) 本件仕入れ50に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ50について、令和3年1月4日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア(エ)のものと同旨である。(乙11の10)

(ウ) 金地金の保管

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

(エ) 金地金の売却

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

サ 令和3年2月課税期間に購入等した金地金に係る取引

(ア) 令和3年2月1日付けの金地金の購入①(本件仕入れ51)

a 甲は、令和3年2月1日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に1億4600万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和3年2月1日、別表1-11の順号51記載のとおり、Cに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金51)の購入を注文し、同日、代金7588万9000円及び配送手数料1650円の合計額7589万0650円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ51)。(乙10、11の11〔6頁〕、34の2〔3頁〕)

(イ) 令和3年2月1日付けの金地金の購入②(本件仕入れ52)

a 当該購入に係る原資の送金は、上記(ア)aのとおりである。

b 原告は、令和3年2月1日、別表1-11の順号52記載のとおり、Dに対し、同「番号」欄記載の金地金(本件金地金52)の購入を注文し、同日、代金6228万9000円及び手数料1455円の合計額6229万0455円を、本件原告預金口座から振込送金する方法により支払った(本件仕入れ52)。(乙10、11の11〔5頁〕)

(ウ) 令和3年2月1日付けの金地金の購入③(本件仕入れ53)

a 当該購入に係る原資の送金は、上記(ア)aのとおりである。

b 原告は、令和3年2月1日、別表1-11の順号53記載のとおり、Cに対し、

同「重量(kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した(本件仕入れ53)。(乙10、11の11〔7頁])

(エ) 令和3年2月18日付けの金地金の購入(本件仕入れ54)

a 甲は、令和3年2月15日、本件個人預金口座1から、本件原告預金口座に9500万円を振込送金した。(乙9、10)

b 原告は、令和3年2月18日、別表1-11の順号54のとおり、Cに対し、同「重量(kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金147万5000円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した(本件仕入れ54)。(乙10、11の11〔7頁])

(オ) 令和3年2月22日付けの金地金の購入(本件仕入れ55)

a 当該購入に係る原資の送金は、上記(エ)aのとおりである。

b 原告は、令和3年2月22日、別表1-11の順号55のとおり、C株式会社に対し、同「重量(kg)」欄記載の重量の金地金の購入を注文し、同日、代金1000万円を本件原告預金口座から振込送金する方法により支払い、購入した金地金をCへ混蔵寄託した(本件仕入れ55)。(乙10、11の11〔7頁])

(カ) 本件仕入れ51~53及び55に係る作成書類

原告と甲は、本件仕入れ51~53及び55について、令和3年2月1日付け「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」を作成した。その内容は、上記ア(エ)のものと同旨である。なお、本件仕入れ54に係る金地金は上記覚書等の対象となっていない。(乙11の11)

(キ) 金地金の保管

a 本件仕入れ51及び52対応分

原告は、甲に本件金地金51及び52を引き渡し、甲は、これを保管した。(乙35〔7頁、答33])

b 本件仕入れ53~55対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の保管状況は、後記シのとおりである。

(ク) 金地金の売却

a 本件仕入れ51及び52対応分

甲は、本件金地金51及び本件金地金52の一部を、別表1-11の順号51及び52の「売却日付」欄記載の日に、「売却先」欄記載の業者に対し、「売却金額(税込)」欄記載の金額で、それぞれ売却した。(乙26の2〔3、4、6頁〕、33〔13頁])

b 本件仕入れ53~55対応分

原告が本件寄託口座を通じた取引の方法により仕入れた金地金の売却状況は、後記シのとおりである。

シ 本件混蔵寄託取引により取得した金地金の保管及び売却状況

(ア) 甲による保管及び売却

a 保管状況

原告名義でCへ混蔵寄託された金地金は、同社の専用金庫で保管された後、別表2-1のとおり、原告により6回にわたって順次引き出され、甲に引き渡され、甲により保管された。(乙34の1〔11~13頁〕、34の2〔9~11頁〕、35〔8頁、答39〕)

b 売却

甲は、保管していた本件金地金A~Fを、別表2-2の「売却日付」欄記載の日付に、「売却名義」欄記載の売却名義で、「売却先」欄記載の売却先業者に対し、「売却金額(税込)」欄記載の金額で売却した。(乙16〔16、18、20、24、60頁〕、26の2〔4~6頁〕、33〔3、13頁〕、36、37)

(イ) 原告名義での売却

原告名義でC株式会社へ混蔵寄託された金地金の一部は、別表2-1のとおり、12回にわたり、原告名義で売却された。(乙34の1〔14~16頁〕、34の2〔12~20頁〕)

(4) 本件仕入れ54に係る事実関係

ア 原告は、本件仕入れ54による金地金の取得を、令和3年2月期の総勘定元帳に仕入高の勘定科目で「権利質残高調整」として計上している。(乙40〔33頁〕)

イ 甲は、原告に対する法人税等の税務調査の際、神戸税務署の職員に対し、本件仕入れ54に係る金地金に質権を設定していない理由を尋ねられ、「法人で売却した分について、質権設定しているのに『なんで法人で売っているのか』という指摘があるのではないかと考えて、それに見合う分を法人で質権設定の対象とせずに購入したものである。」と説明した。(乙41〔3、4頁〕)

(5) 原告の消費税等の確定申告及び更正の請求

ア 原告は、消費税等について、別表3の「確定申告」欄のとおり記載した確定申告書をいずれも法定申告期限までに処分行政庁に提出した。(前提事実(3)イ)

イ 原告は、上記アの各確定申告に際し、以下の金員について、消費税等の計算上、課税仕入れとして仕入税額控除の対象とした(別表4参照)。

①令和2年2月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額1億6482万4800円、本件仕入れ1に係る配送手数料1650円及び本件仕入れ3に係る取引委託手数料及び受渡手数料の合計13万7280円(乙38の1〔5頁〕。なお、これらに加えて、株式会社設立登記手続費用13万円及び開業費3万円を計上している。甲2の1・3枚目)

②令和2年3月課税期間に購入した金地金の購入金額4884万円(乙38の2〔5頁〕)

③令和2年4月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額1億7215万8000円及び本件仕入れ8に係る配送手数料1650円(乙38の3〔4、6頁〕)

④令和2年7月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額4億1753万円並びに本件仕入れ10、11及び13に係る配送手数料合計額4950円(乙38の4〔4、6頁〕)

⑤令和2年8月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額4億5565万円並びに本件仕入れ16及び18に係る配送手数料合計額3300円(乙38の5〔4、6頁〕)

⑥令和2年9月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額2億2923万円のうち本件仕入れ23の額800万円を除いた額2億2123万円及び本件仕入れ25に係る配送手数料1650円(乙38の6〔4、6頁〕)

⑦令和2年10月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額2億8836万7000円、本件仕入れ28に係る荷造送料1455円、及び本件仕入れ30～32に係る振込手数料合計1100円（乙38の7〔4、6頁〕）

⑧令和2年11月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額1億5399万4000円及び本件仕入れ35に係る荷造送料1455円（乙38の8〔4、6頁〕）

⑨令和2年12月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額3億5529万円並びに本件仕入れ40、43、46及び48に係る荷造送料又は配送手数料の合計額6015円（乙38の9〔4、6頁〕）

⑩令和3年1月課税期間に購入した金地金の購入金額6728万円（乙38の10〔4、6頁〕）

⑪令和3年2月課税期間に購入した金地金の購入金額の総額1億5965万3000円、本件仕入れ51に係る配送手数料1650円、本件仕入れ52に係る手数料1455円及び原告が令和3年2月期の総勘定元帳の支払手数料の額に計上した令和3年2月28日の振込手数料3300円（甲2の11・4枚目、乙38の11〔4、6頁〕、乙40〔37頁〕）

ウ 原告は、処分行政庁に対し、令和3年3月22日付けで令和2年9月課税期間の消費税等について、課税仕入れに係る支払対価の額に本件仕入れ23に係る金額の計上漏れがあったことを理由として、別表3の「更正の請求」欄のとおり記載した更正の請求書を提出した（本件更正の請求）。（前提事実（4）、乙2）

### 3 本件各処分の適法性（争点2）

#### （1）実質的争点

本件各仕入れが仕入税額控除の対象となる課税仕入れ（消費税法30条1項、2条1項12号）に該当しない場合に、本件各課税期間の消費税等が本件各処分のとおり算定されることは当事者間に争いがなく、本件の実質的争点は、本件各仕入れが課税仕入れに該当するか否かである。

この点、法律上資産の譲渡等を行った者が単なる名義人であって、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、消費税法の規定が適用される（実質行為者課税の原則、消費税法13条）。本件各仕入れの法律効果は形式的に原告に帰属するところ、被告は、本件各仕入れの法律効果は実質的には原告ではなく甲に帰属すると主張するから、以下検討する。

#### （2）検討

ア 上記1の認定事実によれば、原告は、甲を代表取締役とするいわゆる一人会社であるから、甲は、原告を支配し、原告の意思決定を自由に行い得る立場にあったといえる。

イ 本件各仕入れは、いずれも原告の名義で行われているが、①本件各金地金の購入は、本件個人預金口座1、本件個人預金口座2又は本件B預金口座の預金を原資としており、②甲自身も、原告に対する法人税等調査において、原告が購入した金地金の資金原資は基本的に甲からの借入金である旨を述べている（乙35〔5頁、答21〕）。これらによれば、本件各仕入れに係る購入代金は、いずれも甲が出損した資金が原資であると認められる。

ウ（ア）その上で、原告は、購入した本件各金地金を甲に引き渡し（ただし、本件各混蔵取

引により取得した金地金の一部は、①令和3年2月課税期間の末日に至るまで本件寄託口座から引き出されていないか、②引き出す前に原告名義で売却されているため、甲に対する引渡しが行われていない。別表2参照。)、甲は、原告から引渡しを受けた金地金を売却し、その売却代金を得ている。このような取引経過に照らせば、原告は、本件各金地金を運用して収益を得ることを予定しておらず、実際にも、売却済みの金地金について売却益を得ていなかったと認められ、本件各取引等は原告にとって経済的合理性のない取引であったことがうかがわれる。

- (イ) a この点につき、甲及び原告は、本件各金地金を甲に引き渡すに当たって、購入代金を被担保債権とする質権を設定する旨の合意書(本件各覚書)を作成している。
- b しかし、甲は、上記質権の被担保債権の弁済期(令和5年10月31日)が到来する前に、質権の目的物である本件各金地金を売却し、さらに、原告は甲に対してこのことについて異議を述べていない(弁論の全趣旨)。このような取引経過や、甲が原告の意思決定を自由に行い得る立場にあったことに照らせば、原告と甲が本件各金地金に設定した質権は単なる名目上のものにすぎず、その実質を有していなかったことが推認される。
- c これに対し、原告は、①甲による本件各金地金の売却は、商事質権に基づく処分として、又は消費寄託類似の性質を併有する上記合意により許容されるものであるし、②甲は後に本件金地金等を原告に返還して清算する意思を有していたから、本件各仕入れは原告にとって経済的合理性のあるものであったと主張する。

しかし、①民法349条にいう「処分」とは、弁済期が到来した時点での処分をいう(同条、民法342条)から、弁済期到来前の本件各金地金の売却が流質条項により許容されるものではない。また、本件各覚書の表題が「動産質権設定の覚書」とされていることを踏まえれば、その法的性質は質権設定契約とみるほかなく、その他原告・甲の間で本件各覚書の際に、客観的な記載と異なる合意をしていたこと(消費寄託類似の性質を併有する合意をしたこと)を認めるに足りる証拠はない。

また、②甲が上記合意に反して被担保債権の弁済期の到来前に本件金地金を売却したこと(上記b)に照らすと、甲は、原告との間で質物の売却額と被担保債権額との差額を清算する意思を有していなかったことが推認される。この点、甲が代表取締役を務めるAと甲との間で作成された、本件各取引等と同様の金地金の取引に係る令和3年7月31日付け清算確認書(乙42、44〔4枚目〕)には、甲とAが同日をもって質権及び金銭貸借の清算を完了した旨が記載されている。しかし、Aが原告と同様に甲の一人会社であること(乙8)、Aが上記清算確認書を送付した際の事務連絡には「(株)Aに対する税務調査を終了して下さい。」との記載があること(乙44〔3枚目〕)、上記清算書に記載された甲からAに対する金地金の返却等がされたことを裏付ける証拠はないことに鑑みれば、上記清算確認書は、上記推認を覆すものではない。

したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(ウ) そうすると、本件各取引等は、原告にとって、利益の生じない経済的合理性を欠く取引であったと評価するのが相当である。

エ 甲は、本件各取引等について、消費税等の確定申告を行っていない(上記2(1)イ)。他方、原告は、本件各仕入れに係る購入金額を仕入税額控除の対象となる課税仕入れとして計上し、消費税等の還付金が発生する内容の申告を行っている(上記2(5)イ)。そうすると、甲は、本件各金地金の仕入れについて自己の消費税等の納税を免れる一方で、原告において消費税等の還付金を得ることができるという仕組みを利用するため、本件各金地金の仕入れに原告を介在させたことが推認される。

オ 以上によれば、本件各取引等は、甲に利益が生じる一連の取引であって、原告にとって利益が生じるものではなく、甲が原告の名義を借りて金地金を購入していたにすぎないと評価するのが相当であるから、本件各仕入れの法律効果は、実質的には原告ではなく甲に帰属するというべきである。そうすると、本件各仕入れは原告ではなく甲が行ったものとして消費税法が適用される(消費税法13条)ため、本件各仕入れは原告による課税仕入れ(消費税法30条1項、2条1項12号)に該当しない。

なお、本件仕入れ54について質権設定の合意は存在しないところ、①本件仕入れ54で購入された金地金の重量(0.22001790kg)が、原告が本件寄託口座から直接売却した金地金の総重量(0.22kg。別表2-1参照)とほぼ合致すること、②総勘定元帳の「権利質残高調整」という文言、③甲の税務調査の際の説明内容(上記2(4))に照らせば、本件仕入れ54の目的は、甲のために質権が設定された体裁となっているにもかかわらず原告が売却してしまった金地金を補填する点にあったものと推認される。そうすると、本件仕入れ54の法律効果が実質的に原告に帰属するとしても、この事情により本件各仕入れに対する法的評価が左右されることはない。

### (3) 小括

したがって、本件各処分はいずれも適法である。

## 4 結論

以上より、原告の本件訴えのうち、別紙却下部分目録記載の部分はいずれも不適法であるからこれらを却下することとし、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 野上 あや

裁判官 鈴鹿 祥吾

裁判官 関根 隆朗

当事者目録

原 告  
 同代表者代表取締役  
 同訴訟代理人弁護士

F  
 株式会社 [redacted]

甲 [redacted]  
 酒 井 尚 士

被 告  
 同代表者法務大臣  
 処 分 行 政 庁

国  
 鈴 木 馨 祐  
 姫 路 税 務 署 長  
 松 本 智 香 子  
 塚 上 公 裕 華  
 花 谷 愛 峻 次  
 平 山 村 和 大 理  
 中 官 藤 野 浦 弘 正  
 宮 藤 野 浦 弘 正  
 杉 東 岩 崎 上 麻 貴  
 川 崎 上 麻 貴

被 告 指 定 代 理 人  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同  
 同

以上

5

10

15

20

## 却下部分目録

本件訴えのうち、以下の各部分の取消しを求める部分

- 1 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和元年11月■日から令和2年2月29日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額1170万8773円及び地方消費税の額330万2474円をそれぞれ超えない部分
- 2 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年3月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額346万3199円及び地方消費税の額97万6799円をそれぞれ超えない部分
- 3 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年4月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額1220万7684円及び地方消費税の額344万3192円をそれぞれ超えない部分
- 4 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年7月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額2960万7023円及び地方消費税の額835万0698円をそれぞれ超えない部分
- 5 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年8月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額3230万9961円及び地方消費税の額911万3065円をそれぞれ超えない部分
- 6 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年9月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還

付金の額に相当する消費税の額1625万4373円及び地方消費税の額458万4566円をそれぞれ超えない部分

7 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年10月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額2044万4746円及び地方消費税の額576万6466円をそれぞれ超えない部分

8 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年11月1日から同月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額1091万6791円及び地方消費税の額307万9094円をそれぞれ超えない部分

9 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の令和2年12月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額2519万2001円及び地方消費税の額710万5436円をそれぞれ超えない部分

10 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の同年1月1日から同月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、還付金の額に相当する消費税の額476万8033円及び地方消費税の額134万4829円をそれぞれ超えない部分

11 処分行政庁が令和3年12月24日付けでした原告の同年2月1日から同月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分（ただし、令和5年3月30日付け裁決（大裁（諸）令4第53号）において一部取り消された後のもの）のうち、還付金の額に相当する消費税の額1132万0182円及び地方消費税の額319万2871円をそれぞれ超えない部分

以上

## 略語一覧表

甲	甲
B	合同会社B
A	株式会社A
消費税等	消費税及び地方消費税
通則法	国税通則法
令和2年2月課税期間	原告の令和元年1月●日から令和2年2月29日までの課税期間
令和2年3月課税期間	原告の令和2年3月1日から同月31日までの課税期間
令和2年4月課税期間	原告の令和2年4月1日から同月30日までの課税期間
令和2年7月課税期間	原告の令和2年7月1日から同月31日までの課税期間
令和2年8月課税期間	原告の令和2年8月1日から同月31日までの課税期間
令和2年9月課税期間	原告の令和2年9月1日から同月30日までの課税期間
令和2年10月課税期間	原告の令和2年10月1日から同月31日までの課税期間
令和2年11月課税期間	原告の令和2年11月1日から同月30日までの課税期間
令和2年12月課税期間	原告の令和2年12月1日から同月31日までの課税期間
令和3年1月課税期間	原告の令和3年1月1日から同月31日までの課税期間
令和3年2月課税期間	原告の令和3年2月1日から同月28日までの課税期間
本件各課税期間	令和2年2月課税期間、令和2年3月課税期間、令和2年4月課税期間、令和2年7月課税期間、令和2年8月課税期間、令和2年9月課税期間、令和2年10月課税期間、令和2年11月課税期間、令和2年12月課税期間、令和3年1月課税期間及び令和3年2月課税期間
本件各処分	①本件各課税期間の消費税等に係る各更正処分（ただし、令和3年2月課税期間の消費税等に係る更正処分は、令和5年3月30日付け裁決（大裁（諸）令4第53号）により一部取り消された後のもの）及び②本件各課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、令和3年2月課税期間の消費税等に係る処分は、令和5年3月30日付け裁決（大裁（諸）令4第53号）により一部取り消された後のもの）
本件仕入れ1～55	原告による購入先業者からの金地金の購入を、別表1の順号ごとに「本件仕入れ1」～「本件仕入れ55」という。
本件各仕入れ	本件仕入れ1～53及び55
C	C株式会社
D	D株式会社
E	株式会社E
G	株式会社G
H	株式会社H
I	I株式会社

J	株式会社 J
K	K株式会社
本件各取引	①原告が現物取引による購入又は先物取引の受渡決済により金地金を取得し、②これを甲に引き渡し、③甲が引き渡しを受けた金地金を売却するという一連の取引。
本件各混蔵寄託取引	①原告が寄託口座を通じた購入により金地金を取得し、②これを寄託口座から引き出して甲に引き渡し、③甲が引き渡しを受けた金地金を売却するという一連の取引。
本件各取引等	本件各取引及び本件各混蔵寄託取引
本件更正の請求	令和2年9月課税期間に係る消費税等の更正の請求
本件通知処分	本件更正の請求について、更正すべき理由がない旨の通知処分
本件個人預金口座 1	甲名義の L 銀行姫路支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）
本件個人預金口座 2	甲名義の M 信用金庫姫路中央支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）
本件原告預金口座	原告名義の N 信用金庫●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）
本件先物取引口座	原告名義の K の商品先物取引口座
本件寄託口座	原告名義の C の会員制サービス（●●）による金地金の混蔵寄託等に係る寄託口座
本件 B 預金口座	B 名義の M 信用金庫姫路中央支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）
本件金地金 1 ～ 5 5	原告が現物取引による購入又は先物取引の受渡決済により取得した金地金を、別表 1 の順号ごとに「本件金地金 1」～「本件金地金 5 5」という（5～7、19、23、27、31～34、36～39、41、42、44、47、49、50、53～55は欠番）。
本件金地金 A ～ F	原告が寄託口座を通じた購入により取得し、寄託口座から引き出した金地金を、別表 2-2 の「項目」欄ごとに「本件金地金 A」～「本件金地金 F」という。
本件各金地金	①原告が現物取引による購入又は先物取引の受渡決済により取得した金地金及び②原告が寄託口座を通じた購入により取得し、寄託口座から引き出した金地金。
本件各覚書	原告と甲が、本件各仕入れに際して作成した「動産質権設定の覚書」、「対象物の確認書」及び「物品借用書」と題する書面並びにこれらの添付書類。

## 関係法令の定め

## 第1 通則法

(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

第16条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 (略)

2 (略)

(更正の請求)

第23条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年(第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年)以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下この条において「更正」という。))があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

2～7 (略)

## 第2 消費税法

(資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定)

第13条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

2 (略)

以上

課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

課税期間	区分	項目	確定申告	更正の請求	通知処分等	更正処分等	審査請求	裁 決	
令和2年2月課税期間	年 月 日		令和2年4月1日	/	/	令和3年12月24日	令和4年5月16日	令和5年3月30日	
		課税標準額	0			0	全部取消し	棄却	
	消費税額	0	0						
	控除対象仕入税額	11,708,773	0						
	納付すべき消費税額	△ 11,708,773	0						
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 11,708,773			0			
		納付すべき地方消費税額	△ 3,302,474			0			
	通少申告加算税の額								2,226,500
令和2年3月課税期間	年 月 日		令和2年4月2日	/	/	令和3年12月24日			令和4年5月16日
		課税標準額	0			0	全部取消し	棄却	
	消費税額	0	0						
	控除対象仕入税額	3,463,199	0						
	納付すべき消費税額	△ 3,463,199	0						
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 3,463,199			0			
		納付すべき地方消費税額	△ 976,799			0			
	通少申告加算税の額								639,500
令和2年4月課税期間	年 月 日		令和2年6月31日	/	/	令和3年12月24日			令和4年5月16日
		課税標準額	0			0	全部取消し	棄却	
	消費税額	0	0						
	控除対象仕入税額	12,207,684	0						
	納付すべき消費税額	△ 12,207,684	0						
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 12,207,684			0			
		納付すべき地方消費税額	△ 3,443,192			0			
	通少申告加算税の額								2,322,500
令和2年7月課税期間	年 月 日		令和2年8月2日	/	/	令和3年12月24日			令和4年5月16日
		課税標準額	0			0	全部取消し	棄却	
	消費税額	0	0						
	控除対象仕入税額	29,607,023	0						
	納付すべき消費税額	△ 29,607,023	0						
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 29,607,023			0			
		納付すべき地方消費税額	△ 8,350,698			0			
	通少申告加算税の額								5,667,500
令和2年8月課税期間	年 月 日		令和2年9月2日	/	/	令和3年12月24日			令和4年5月16日
		課税標準額	0			0	全部取消し	棄却	
	消費税額	0	0						
	控除対象仕入税額	32,309,961	0						
	納付すべき消費税額	△ 32,309,961	0						
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 32,309,961			0			
		納付すべき地方消費税額	△ 9,113,065			0			
	通少申告加算税の額								6,188,000

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税期間	区分		確定申告	更正の請求	通知処分等	更正処分等	審査請求	裁 決
	年	月 日						
令和2年9月課税期間	令和2年10月22日		令和2年10月22日	令和3年3月22日	令和3年12月24日	令和3年12月24日	令和4年5月16日	令和5年3月30日
	消費税	課税標準額	3,000	3,000	更正をすべき理由がない旨の通知処分	3,000	全部取消し	棄却
		消費税額	234	234		234		
		控除対象仕入税額	15,687,335	16,254,607		78		
		納付すべき消費税額	△ 15,687,101	△ 16,254,373		100		
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 15,687,101	△ 16,254,373		100		
		納付すべき地方消費税額	△ 4,424,566	△ 4,584,566		0		
	過少申告加算税の額					2,991,500		
令和2年10月課税期間	令和2年11月10日		令和2年11月10日					
	消費税	課税標準額	42,000			11,000	全部取消し	棄却
		消費税額	3,276			858		
		控除対象仕入税額	20,448,022			858		
		納付すべき消費税額	△ 20,444,746			0		
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 20,444,746			0		
		納付すべき地方消費税額	△ 5,766,466			0		
	過少申告加算税の額				3,906,500			
令和2年11月課税期間	令和3年1月4日		令和3年1月4日			令和3年12月24日		
	消費税	課税標準額	47,000			10,000	全部取消し	棄却
		消費税額	3,668			780		
		控除対象仕入税額	10,920,457			858		
		納付すべき消費税額	△ 10,916,791			△ 78		
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 10,916,791			△ 78		
		納付すべき地方消費税額	△ 3,079,094			△ 22		
	過少申告加算税の額				2,073,500			
令和2年12月課税期間	令和3年2月22日		令和3年2月22日			令和3年12月24日		
	消費税	課税標準額	22,000			10,000	全部取消し	棄却
		消費税額	1,716			780		
		控除対象仕入税額	25,193,717			78		
		納付すべき消費税額	△ 25,192,001			700		
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 25,192,001			700		
		納付すべき地方消費税額	△ 7,105,436			100		
	過少申告加算税の額				4,818,500			
令和3年1月課税期間	令和3年3月9日		令和3年3月9日			令和3年12月24日		
	消費税	課税標準額	35,000			10,000	全部取消し	棄却
		消費税額	2,730			780		
		控除対象仕入税額	4,770,763			0		
		納付すべき消費税額	△ 4,768,033			700		
	消費地方	課税標準となる消費税額	△ 4,768,033			700		
		納付すべき地方消費税額	△ 1,344,829			100		
	過少申告加算税の額				891,500			

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税期間	区分		確定申告	更正の請求	理由がない旨の通知処分	更正処分等	審査請求	税 決
	年	月 日						
令和3年2月課税期間	消費税	課税標準額	28,000	/	/	10,000	全部取消し	28,000
		消費税額	2,184			780		2,184
		控除対象仕入税額	11,322,366			1,141		105,771
		納付すべき消費税額	△ 11,320,182			△ 361		△ 103,587
	消費税	課税標準となる消費税額	△ 11,320,182			△ 361		△ 103,587
		納付すべき地方消費税額	△ 3,192,871			△ 101		△ 29,216
	過少申告加算税の額							2,151,500

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

## 本件各課税期間の消費税等の申告状況等一覧表

【単位:円】

課税期間	課税標準額	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	うち金地金に係る課税仕入れ	うち配送手数料等に係る課税仕入れ	うち金地金購入の決済により生じる振込手数料に係る課税仕入れ	納付すべき消費税額(消費税及び地方消費税)
令和2年2月課税期間	0	165,123,730	164,824,800	138,930	0	△ 15,011,247
令和2年3月課税期間	0	48,840,000	48,840,000	0	0	△ 4,439,998
令和2年4月課税期間	0	172,159,650	172,158,000	1,650	0	△ 15,650,876
令和2年7月課税期間	0	417,534,950	417,530,000	4,950	0	△ 37,957,721
令和2年8月課税期間	0	455,653,300	455,650,000	3,300	0	△ 41,423,026
令和2年9月課税期間	3,000	221,231,650	221,230,000	1,650	0	△ 20,111,667
令和2年10月課税期間	42,000	288,369,555	288,367,000	1,455	1,100	△ 26,211,212
令和2年11月課税期間	47,000	154,006,455	153,994,000	1,455	0	△ 13,995,885
令和2年12月課税期間	22,000	355,296,015	355,290,000	6,015	0	△ 32,297,437
令和3年1月課税期間	35,000	67,280,000	67,280,000	0	0	△ 6,112,862
令和3年2月課税期間	28,000	159,674,405	159,653,000	3,105	3,300	△ 14,513,053
合計		2,505,169,710	2,504,816,800	162,510	4,400	△ 227,724,984

(注) 「納付すべき消費税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表 1-1 ~ 2-2 省略